



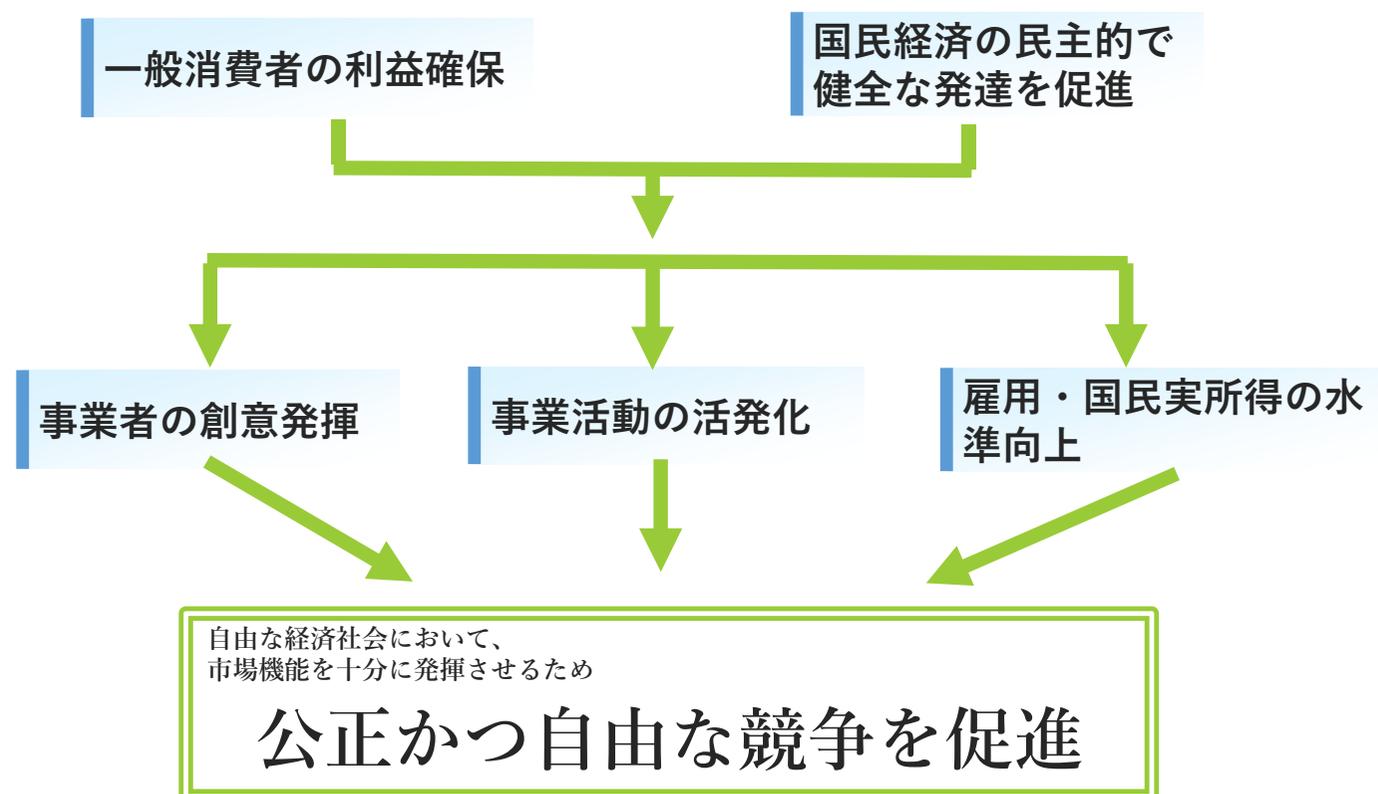
# 取引適正化・価格転嫁促進セミナー

## 労務費の適切な転嫁について

- 公正取引委員会と独占禁止法
- 適切な価格転嫁のための取組み  
(労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針)
- 下請法の改正

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべきルールを定めた法律が独占禁止法です。

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止しています。



独占禁止法では、以下の禁止行為を定めています。

## 1 「私的独占」

有力な企業が、株式の所有や役員のパ遣などによって競争事業者を統制下に置いたり（支配）、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害したりする（排除）こと

## 2 「不当な取引制限」

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれに該当する

## 3 「競争を実質的に制限することとなる企業結合」

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合（株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等）を行うこと。

## 4 「不公正な取引方法」（抜粋）

### ◆ 共同の取引拒絶

…正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。

### ◆ 差別対価

…不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を提供し、又は供給を受けること。

### ◆ 不当廉売

…正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

### ◆ 再販売価格の拘束

…正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。

### ◆ 優越的地位の濫用

…取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不当に、不利益を与えること。

### ◆ 抱き合わせ販売

…相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させること。

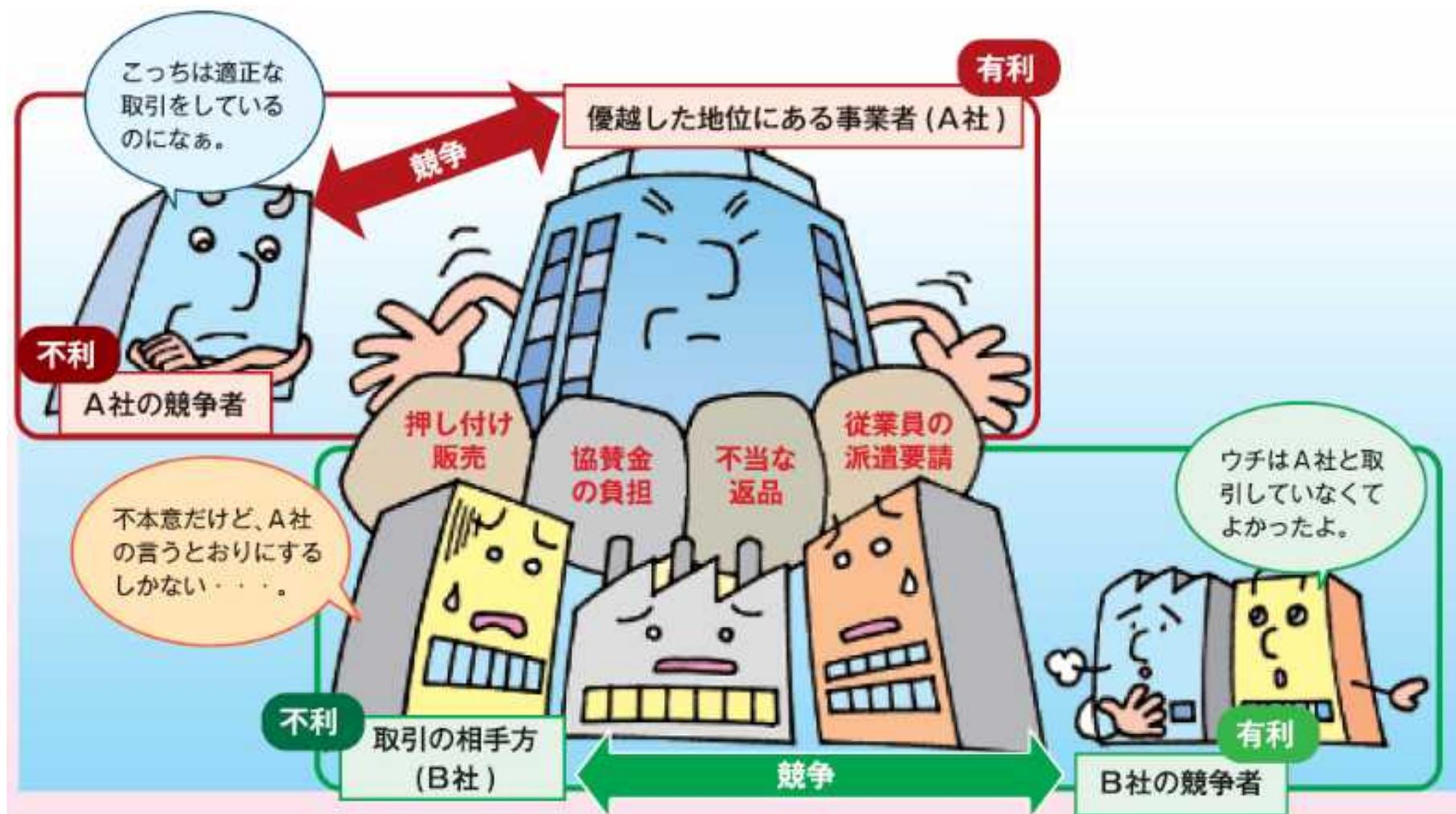
### ◆ 排他条件付取引

…不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

### ◆ 拘束条件付取引

…販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。

取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは独占禁止法で禁止されています。



優越的地位の濫用に該当するかどうかは次の3つの要素から判断されます。

優越的地位

+

正常な商慣習に  
照らして不当に

+

濫用行為

以下の事項を総合的に考慮

- ①取引の相手方の行為者に対する取引依存度
- ②行為者の市場における地位
- ③取引の相手方にとっての取引先変更の可能性
- ④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実

公正な競争秩序の維持・促進の立場からは認められるものをいい、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。

- ①購入・利用強制
- ②協賛金等の負担の要請
- ③従業員等の派遣の要請
- ④その他経済上の利益の提供の要請
- ⑤受領拒否
- ⑥返品
- ⑦支払遅延
- ⑧減額
- ⑨取引の対価の一方的決定
- ⑩やり直しの要請
- ⑪その他

優越的地位にある事業者が、以下の想定例に該当するような行為を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となります。

## 1 購入・利用強制

取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること

## 2 協賛金等の負担の要請

決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること（取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等）

## 3 従業員等の派遣の要請

派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのための従業員を派遣させること

## 4 その他経済上の利益の提供の要請

発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること

## 5 受領拒否

取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること

## 6 返品

展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること

## 7 支払遅延

社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと

## 8 減額

商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと

## 9 取引の対価の一方的決定

自己の予算単価のみを基準として、取引先と十分協議することなく、一方的に、通常の価格より著しく低い単価を定めること

## 10 やり直しの要請

商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合によりあらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること

**Q20** 労務費，原材料費，エネルギーコストが上昇した場合において，その上昇分を取引価格に反映しないことは，独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となりますか。

**A** 取引上の地位が相手方に優越している事業者が，取引の相手方に対し，一方的に，著しく低い対価での取引を要請する場合には，優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり，具体的には，

**1** 労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について，価格の交渉の場において明示的に協議することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと

**2** 労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストが上昇したため，取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず，価格転嫁をしない理由を書面，電子メール等で取引の相手方に回答することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと

は，優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ (令和3年)	<p><b>独占禁止法Q&amp;A</b>に以下を追加（下請法も）</p> <p>① 労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について，価格の交渉の場において明示的に協議することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと</p> <p>② 労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストが上昇したため，取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず，価格転嫁をしない理由を書面，電子メール等で取引の相手方に回答することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと</p>
令和4年 <b>緊急調査</b>	<p>上記Q&amp;Aに該当する行為が疑われる事案の実態把握のため、受注者8万社、発注者3万社に書面調査を行い、立入調査306件実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記Q&amp;Aに該当する行為が認められた発注者4,030社に対し注意喚起文書</li> <li>・多数の取引先について上記Q&amp;Aに該当する行為がみられた企業の社名を公表</li> </ul>
令和5年 <b>特別調査</b>	<p>11万社に対しコスト上昇分の価格転嫁が適切に行われているか書面調査、令和4年の注意喚起対象4,030社及び企業名公表13名のフォローアップ調査を実施。</p> <p>☑ 原材料価格、エネルギーコストの価格転嫁は比較的進んでいたが、労務費の転嫁は進んでいなかった。</p>
令和5年	<p>☑ <b>労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針</b>作成（労務費指針）</p>
令和6年 <b>特別調査</b>	<p>労務費の割合が高いなどの業種を対象に、労務費指針に沿って行動しているか、コスト上昇分の価格転嫁が適切に行われているか書面調査（11万社）。更に立入調査（369件）</p> <p>→労務費指針に沿った行動をしていなかった9,388名に注意喚起文書、上記Q&amp;Aの行為が認められた発注者6,510名に注意喚起文書。</p>
令和7年 <b>下請法改正</b>	<p>取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため改正</p>

持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。その取引環境の整備の一環として、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁指針）を策定しています。

## 本指針の性格

- 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。



## 発注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

### ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

### ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

### ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

### ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

### ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

## 受注者として採るべき行動 / 求められる行動

### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

### ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

### ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

### ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

## 発注者・受注者の双方が採るべき行動 / 求められる行動

### ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

## 受注者として採るべき行動／求められる行動

### (1) 相談窓口の活用【行動①】

業種名	内容
道路貨物運送業	当社が加盟する団体では、国、県などの行政機関、商工会議所・商工会との連携を図り、価格転嫁に関する講習会を開催していることから、これに積極的に参加し、価格交渉の参考とした。講習会での説明を踏まえ、最低賃金等の公的指標を根拠として発注者に値上げを打診し、価格改定の必要性を繰り返し説明した結果、価格改定が実現した。
ビルメンテナンス業	労働者派遣に係る賃金の相場と最低賃金との間に乖離があることから、都道府県労働局に赴き、発注者との価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談の上、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、価格引上げの根拠とした。その結果、要請した額の8割程度は引き上げてもらった。

### (2) 根拠とする資料【行動②】

業種名	内容
生産用機械器具製造業 ほか多数	一定期間における最低賃金の推移と当社の労務費の実態とを対比させ、労務費転嫁の要請額を算定している。
輸送用機械器具製造業	価格交渉の場において、新聞記事を用いて労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇している状況の説明を行うなど、発注者の担当者が理解しやすく、また、社内での展開がしやすいように工夫している。

## 受注者として採るべき行動／求められる行動

### (3) 値上げ要請のタイミング【行動③】

業種名	内容
電気機械器具製造業	受注品が多品種に及ぶことから、商品群単位で準備ができたものから順次、値上げ交渉の申入れをしている。
映像・音声・文字情報制作業	少し前から頻繁に「価格転嫁」というワードを報道等で耳にするようになり、物価上昇を受けた賃金の上昇機運の高まりを感じていたところ、労務費転嫁交渉指針が公表されたことも後押しとなり、思い切って翌年度の契約更新時に労務費の価格転嫁を要請したところ、20 数年ぶりに単価改定を実現することができた。

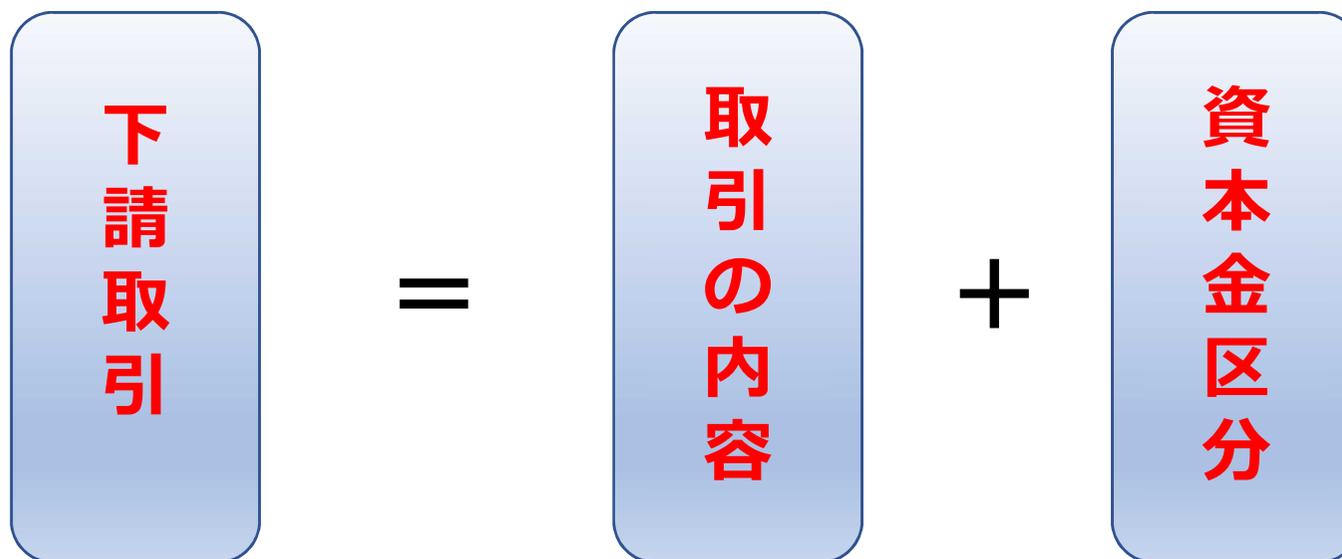
### (4) 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示【行動④】

業種名	内容
技術サービス業	労務費について、以前は作業時間のみを見積り計上していたが、移動時間についても発注者に価格転嫁を要請したところ、受け入れてもらった。
輸送用機械器具製造業	従来当社負担が通例となっていた費用について、労務費転嫁交渉指針を示して発注者に負担してもらえないか交渉したところ、発注者も労務費転嫁交渉指針の内容を知っていたことから受け入れられた。

- 下請法の正式名称は、「下請代金支払遅延等防止法」（昭和31年制定）。
- 法目的は、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護。

- 下請法は、独占禁止法を補完する法律として制定。
- 独占禁止法（優越的地位の濫用）による規制は、**個別の認定**（行為者の取引上の地位が優越しているのか、行為によって不当に不利益を与えたのか等）**に相当の期間を要する**。
- そこで、下請法は、**一定の取引を対象とし、資本金区分を定めて、規制対象に当てはまる取引の発注者（親事業者）を「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を迅速かつ効果的に規制**し、下請事業者の利益保護を図るものである。

## <下請法の適用対象>

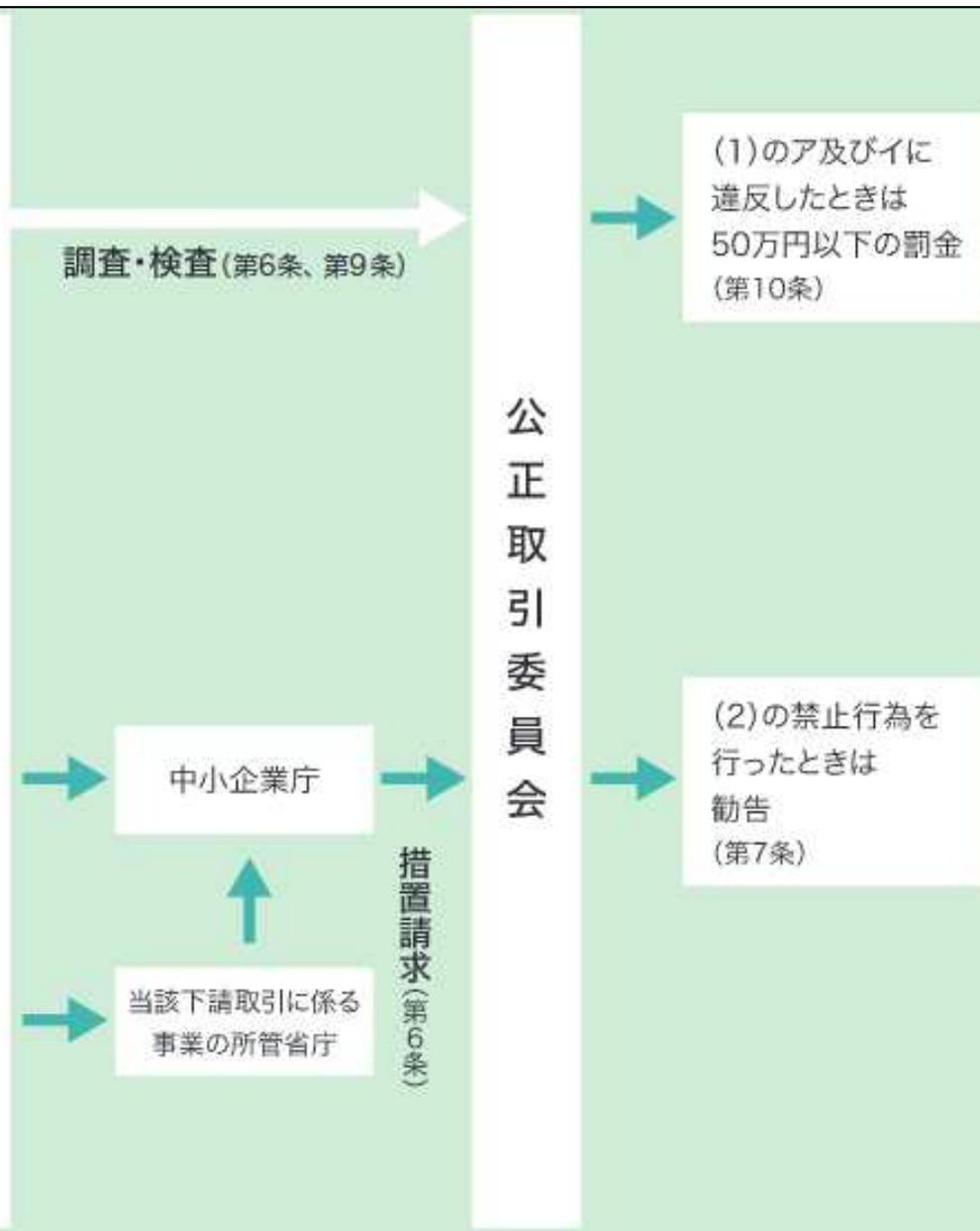


## (1) 義務

- ア 書面の交付義務（第3条）
- イ 書類作成・保存義務（第5条）
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

## (2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- エ 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- オ 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）**
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）



近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

施行期日

令和8年1月1日

下請法は取適法へ

## 〈規制の見直し〉

### ① 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

### ② 手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

### ③ 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

### ④ 従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

### ⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

## 〈「下請」等の用語の見直し〉

- ・題名について、以下のとおり改める。

「下請代金支払遅延等防止法」

⇒「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」  
（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」）

- ・用語について、以下のとおり改める。

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

## 中国支所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

内容	担当課／電話番号
<ul style="list-style-type: none"> <li>○独占禁止法についての一般的な相談</li> <li>○事業者・事業者団体が自ら行おうとする具体的な事業活動についての相談</li> <li>○中小企業等協同組合法第7条第3項の規定に基づく届出</li> </ul>	<p>総務課 082-228-1501</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○景品表示法についての相談及び情報提供の受付</li> <li>○優越的地位の濫用の考え方についての相談</li> <li>○フリーランス法についての相談及び申出の受付</li> </ul>	<p>取引課 082-228-1502</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○下請取引についての相談及び申告の受付</li> </ul>	<p>下請課 082-228-1520</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○独占禁止法違反被疑事実についての申告の受付</li> </ul>	<p>審査課 082-228-1503</p>